

アクティブライフ応援事業 業務委託契約予定者選定基準

1 審査方法

- (1) 審査員を選任し、各技術案についてそれぞれ審査を行う。
 (2) 各審査員は提出された各技術提案項目について、書類で審査を行う。

なお、審査する技術提案項目（提出書類）は以下のとおり。

- ① 業務の実施体制（様式第4号）
- ② 業務スケジュール（様式は自由）
- ③ 技術提案書（様式は自由）
- ④ 概算見積書（様式は自由）

- (3) 審査方法は、2の評価項目について評価を行う。

2 評価項目

項目	採点基準	評価のポイント	配点
1.基本的事項	【本市の背景及び本業務の趣旨】 事業の目的・趣旨を正しく理解しているか。	本市を取り巻く状況、背景を踏まえ、本業務の目的・仕様書の内容を十分理解しているか。	5
2.実施体制	【実施体制】 業務の役割分担を明確にしたうえで、適切かつ安全に事業を実施できる人員体制を有しているか。	事業実施者の役割分担が明確にされているか。 本業務を実施する体制が十分に確保されているか。	5
	【業務スケジュール】 スケジュールが適正な事業計画（業務スケジュール）となっているか。	事業計画の具体性・実現可能性を評価。	10
3.提案内容	【健康づくりプログラム】 健康づくりについて、効果的かつ参加者の意欲を高めるようなプログラム内容となっているか。	参加者に対して効果的な運動プログラム内容となっているか。 栄養および口腔機能に関する講座内容は参加者の知識向上につながる内容となっているか。	15
	【イベントについて】 地域交流や通いの場に繋がる内容となっているか。	参画企業の特性を活かした魅力的な内容となっているか。 地域の社会資源（通いの場・民間施設等）への参加支援の取組となっているか。	10
	【健康パスポートの作成について】 高齢者が記載しやすく、記録習慣が定着できる内容となっているか。	地域の社会資源（通いの場・民間施設等）への参加支援や新しい運動継続の場の開発等、具体的な取組について評価。	10

	<p>【リスク管理】 健康づくり教室参加者の特性を十分理解し、安全に実施する体制が整備されているか。 また、個人情報が適切に管理される体制となっているか。</p>	<p>事故を未然に防ぐ取組及び事故時の対応について十分検討されているか。個人情報が適切に管理される体制となっているか。 医療専門職との連携について具体的に検討がされているか。</p>	10
	<p>【運動継続について】 プログラム終了後も運動継続できるような提案があるか。</p>	<p>運動継続できるように、参加者ごとに合わせた提案や社会資源等の紹介があるか。</p>	10
	<p>【データ利活用の考え方】 本事業を通じて収集したデータ等を利活用し、市の健康づくり・介護予防に関する施策案の立案方法について検討されているか。</p>	<p>本事業を通じて得られたデータを収集し、本事業の効果を示す方法が明確にされているか。 また、今後のデータ分析におけるデータの活用について、現在の考え方が示されているか。</p>	10
4.加点	<p>【事業効果を高める独自の提案】 仕様書に示した内容以外に事業効果を高めるような取組やアイデアについて加点する。</p>	<p>受講者の興味・意欲を引き出し、効果を高める工夫がされている点を評価。</p>	5
5.類似実績	<p>【類似実績】 本事業と同様な事業の実績があるか。</p>	<p>類似実績について評価。</p>	10
6.見積額	<p>【見積額の妥当性】 所要経費の見積額は適切か。</p>	<p>事業の内容から見て妥当な積算となっているか。</p>	※ 参照

※事業内容に対して見積額が著しく過少である場合、採択しない。

3 審査手順

- (1) 技術提案書の提示金額（見積金額）が、アクティブライフ応援事業プロポーザル実施要項で定めた提案上限額以内であることを確認し、超えている場合はその技術提案書を審査から除外する。
- (2) 審査項目について、下表に基づき評価得点を算出する。

評価点	配点		
	5点満点	10点満点	15点満点
特に優れている	5	9～10	13～15
優れている	4	7～8	10～12
普通	3	5～6	7～9
やや劣る	2	3～4	4～6
特に劣る	0～1	0～2	0～3

4 契約予定者の選定

- (1) 各審査員の合計得点を総計し、得点が最も高い技術案（以下「最高得点技術案」という。）の技術提案者を契約予定者とする。
- (2) 最高得点技術案が複数ある場合は、その中から審査委員会の議決により選定する。
- (3) 審査員の合計得点による平均が、60点未満の場合は選定しない。